

第13回大分市自治基本条例検討委員会

平成22年7月27日(火)午後1時から
コンパルホール 3階 多目的ホール

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 自治とまちづくりについて

(2) 条文の調整案について

(3) その他(今後の進め方、次回日程)

< 各部会での検討概要 >

理念部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料の説明により了解を得た。
 - ・自治基本条例は、「まちづくりの仕組み」を整理するものであり、厳密に規定することは難しいが、大分市の「自治」のベースになるものである。
2. 調整案 1 について
 - ・第 7、8 章（多文化共生、環境及び景観）については、現状の前文でもこの条文と同様のニュアンスが込められていると思われるので、削除してもかまわないのではないか。
3. 部会に関する事について
 - ・部会としても、自分たちが作った「前文」が 100%とは思っておらず、建設的な意見を出してもらえれば検討していきたい。
 - ・「前文」に対する他部会からの意見は理解した上で、具体的な対案が欲しい。

市民部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料により、自治に視点を置いた条例の組み立てで良いという意見が多数であった。ただし、市民に分かりやすくするため、条例の名称等を工夫する必要がある。
2. 調整案 1 について
 - ・市民部会に直接関連する調整事項はないものの、調整の方向性は了解した。
3. 部会に関する事について
 - ・「子どもに関する条例」との関係性について、子どもの権利・責務部分を検討し、現在の部会案のままで良いのではないかと結論に達した。併せて、検討中としていた（市民の責務）第 6 条第 2 項についても、現在案のまま確定とした。

執行機関・議会部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・「自治」「まちづくり」それぞれの厳密な定義ということではなくて、両者の違いを整理するための一つの考え方としては、概ね良いのではないかと。
2. 調整案 1 について
 - ・次回の全体会までに、各自で内容を精査し、意見があればその場で述べることにする。
3. 部会に関する事について
 - ・調整案について各自で検討した上で、本部会の案の部分に限らず意見等があれば、できるだけ具体的な内容で提案することとする。

市政運営部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・資料により、自治とまちづくりの意味について概ね了解した。
2. 調整案1について
 - ・第14条（総合計画）の主語については、今後検討をすることとした。
 - ・第23条（行政組織の編成）第2項中の「組織の横断的な調整」については、事務局で再検討する。
 - ・第6章第37条（連携及び交流）については、このままにしておくが、課題として「市政運営の章に入れるべきではないか」ということで、検討を要する。
 - ・第7章第38条（多文化共生）については、削除の方向で良いが、課題として「趣旨をどこかに盛り込めないか」検討を要する。
 - ・その他の項目は、調整案1のとおり了解した。
3. 部会に関することについて
 - ・第14条（総合計画）については、第7条（市の基本的役割）第2項中に「基本構想及び基本計画に即した」という文言があるので、双方の条文の関係性を整理する必要がある。
 - ・第21条（法令遵守等）については、市職員が当然行うべきものであり、市役所内部のことであるので、敢えて謳う必要がないものとして削除の方向とする。
 - ・第25条（権利保護・苦情対応）第1項中の「行政の改善」については、事務局で再検討する。
 - ・第26条（政策法務）の条文については、部会で再度検討する。

市民参加・まちづくり部会

1. 自治とまちづくりについて
 - ・それぞれの言葉を使用する際の意味（捉え方）としては、事務局の作成した資料の内容で了解する。
2. 調整案1について
 - ・第34条（情報共有及び説明責任）について、調整案1で示されたとおり、それぞれ関係する条項に統合することについては、了解する。
 - ・本部会に関する条文案の主語については、調整案1で示された内容を了解する。
3. 部会に関することについて
 - ・第35条（都市内分権）について、「都市内分権」の実現に向けた過程（プロセス）としては現在の条文案でも構わないが、その実現性・方向性を踏まえた内容にすることなど、もう少し検討する余地があるのではないかと。